

寒川町告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第57条の3第3項の規定により告示する。

令和6年2月20日

寒川町長 木村俊雄

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社寺岡精工
東京都大田区久が原5-13-12
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
寒川町町民窓口課及び税務収納課の窓口を利用して納付される手数料等
- 3 指定日
令和6年2月20日
- 4 指定納付受託者を指定した期間
令和6年2月20日から期間満了の日まで